

平成 25 年 7 月 19 日

情報システムの調達に係る総合評価落札方式の標準ガイドライン

[調達関係省庁申合せ]

本標準ガイドラインは、調達機関が総合評価落札方式により調達する場合の事務処理の効率化等に資するため、平成 25 年 6 月 27 日付財計第 1843 号にて財務大臣と協議が整った各省各庁の長の定めとともに、運用上の基本的な事項を手引きとしてとりまとめたものである。

(注) 本標準ガイドラインの対象とならない調達で財務大臣と協議が整ったものについては、引き続き、「コンピューター製品及びサービスの調達に係る総合評価落札方式の標準ガイド」(平成 7 年 3 月 28 日調達関係省庁申合せ) 又は「情報システムの調達に係る総合評価落札方式の標準ガイド」(平成 14 年 7 月 12 日調達関係省庁申合せ) によるものとする。

第 1 各省各庁の長の定め (財務大臣協議済)

I. 適用範囲

1. 対象となる調達

情報システム (スーパーコンピューター (スーパーコンピューターに係るサービスのうちシステムの開発、ソフトウェアの開発又はシステム・インテグレーション・サービスに限り、その他のスーパーコンピューターに係るサービス又はスーパーコンピューター製品と一体的に整備する場合にあっては、当該その他のスーパーコンピューターに係るサービス又はスーパーコンピューター製品を含む。)、コンピューター・サービス (コンピューター・システムの開発、コンピューター・ソフトウェアの開発又はシステム・インテグレーション・サービスに限り、その他のコンピューター・サービス又はコンピューター製品と一体的に整備する場合にあっては、当該その他のコンピューター・サービス又はコンピューター製品を含む。)、電気通信サービス (電気通信機器に係るシステム・インテグレーション又はカスタム・ソフトウェア開発に限り、その他の電気通信サービス又は電気通信機器と一体的に整備する場合にあっては、当該その他の電気通信サービス又は電気通信機器を含む。)) 又は医療技術サービス (医療技術製品に専ら用いるソフトウェアの設計に限り、その他の医療技術サービス又は医療技術製品と一体的に整備する場合にあっては、当該その他の医療技術サービス又は医療技術製品を含む。) のうち、その整備水準によっては、国民に対して著しい不利益を与え又は国に対して著しい損害を与えるおそれのある情報システムであって、既存のソフトウェアプロダクトの活用のみによっては整備できないものとして、かつ、以下の要件全てに該当するものとして各省各庁の長が認めるものについて適用する。

- (1) システム化対象の業務の実施方法や内容が複雑かつ多岐にわたるもの
- (2) 技術的構造の異なる複数の情報システムと連携するもの
- (3) 制度・業務の見直し等に伴う頻繁な機能改修を伴うもの
- (4) 大規模なプロジェクトで多人数の要員への高度な統制力が必要なもの
- (5) 連携、統合等を行う情報システムや関係組織が多く存在するもの

(注) 上記は、「スーパーコンピューター導入手続(改正)」(平成2年4月19日第13回アクション・プログラム実行推進委員会決定)、「日本の公共部門のコンピューター製品及びサービスの調達に関する措置」(平成4年1月20日第17回アクション・プログラム実行推進委員会決定)、「日本の公共部門における電気通信機器及びサービスの調達に関する措置」(平成6年3月28日第21回アクション・プログラム実行推進委員会決定)又は「日本の公共部門における医療技術製品及びサービスの調達に関する措置」(平成6年3月28日第21回アクション・プログラム実行推進委員会決定)が適用されるものに限る。

2. 適用する調達の範囲

- (1) 上記「1」の対象となる情報システムであって、その理論的最高性能が1.5TFLOPS(「スーパーコンピューター」に該当する場合。)以上の又はその予定価格が80万SDRを超える調達(「コンピューター製品及びサービス」に該当する場合。「医療技術製品及びサービス」又は「電気通信機器及びサービス」に該当する場合にあっては、調達の種類により38.5万SDRを超える調達又は10万SDR以上の調達)。
- (2) 上記「(1)」のほか、調達機関が総合評価による落札方式を適用することが適当であると判断する調達であって、入札公告又は入札公示の前日から起算して少なくとも30日前に財務大臣に届け出たもの。

(注) 1. 本落札方式を適用する場合において、基準額(SDR)の邦貨換算は、「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」(昭和55年11月18日政令第300号)第3条第1項の規定に基づく財務大臣告示の邦貨換算額を基礎にして、次の方法により行う。

基準額(SDR)の邦貨換算額=10万SDRの邦貨換算額×〇〇/10
(〇〇は換算の対象となるSDRを万単位で記入する。)

2. 邦貨換算額の端数処理については、38.5万SDRは100万円未満を切り上げ、80万SDRは1000万円未満を切り上げるものとする。

II. 落札方式

1. 入札者に価格及び性能、機能、技術等をもって申込みをさせ、次の各要件に該当する者のうち、下記「III」に示す「総合評価の方法」によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。
 - (1) 入札価格が、予定価格の制限の範囲内であること。
 - (2) 入札に係る性能、機能、技術等（以下「性能等」という。）が、入札公告又は入札公示（これらに係る入札説明書を含む。以下同じ。）において明らかにした性能等の要求要件（以下「技術的要件」という。）のうち必須とされた項目の最低限の要求要件を全て満たしていること。
2. 上記「1」の数値の最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を定める。

III. 総合評価の方法

1. 入札価格に対する得点配分の割合は、全体の四分の一以上とする。
2. 入札価格の評価方法については、次のとおりとする。

入札価格の得点は、入札価格を予定価格で除して得た値を一から減じて得た値に入札価格に対する得点配分を乗じて得た値とする。
3. 性能等の評価方法については、次のとおりとする。
 - (1) 評価の対象とする技術的要件については、当該調達の実施の目的・内容に応じ、事務・事業上の必要性等の観点から評価項目を設定し、これを必須とする項目とそれ以外の項目とに区分する。
 - (2) 必須とする項目については、各項目毎に最低限の要求要件を示し、この要求要件を満たしていないものは不合格とし、要求要件以上の部分については評価に応じ得点を与える。
 - (3) 必須とする項目以外の項目については、各項目毎に評価に応じ得点を与える。
 - (4) 各評価項目に対する得点配分は、その必要度・重要度に応じて定める。
4. 価格及び性能等に係る総合評価は、入札者の入札価格の得点に当該入札者の申込みに係る性能等の各評価項目の得点の合計を加えて得た数値をもって行う。

IV. その他

この落札方式による場合には、落札決定に当たって総合評価による旨及びその方法を入札公告又は入札公示において明らかにするものとする。

第2 総合評価に関する手引き

I. 一般的事項

1. 総合評価に関する基準の作成については、意見招請手続等を通じて得られた資料及び意見等を参考としつつ、透明性及び公平性を確保して行う。
2. 技術的要件及び入札の評価に関する基準については、入札説明書において明らかにするものとし、この旨入札公告又は入札公示において明記するものとする。
3. 調達機関は、技術的要件及び入札の評価に関する基準を、仕様に関する書類（以下「仕様書」という。）及び総合評価に関する書類（以下「総合評価基準」という。）において定める場合にあっては、入札説明書の一部としてこれらを供給者からの要請に応じ速やかに交付する。

II. 技術的要件

1. 技術的要件は、必須の要求要件及びそれ以外の要求要件に区分して、入札説明書（仕様書を含む。）において明らかにするものとする。
2. 技術的要件は、調達上の必要性・重要性に基づき、意見招請手続等を通じて得られた資料及び意見等を参考としつつ、適切に設定するものとする。
3. 必須の要求要件については、調達機関が実際に必要とする必要最低限の内容に限るものとする。
4. 必須以外の要求要件については、総合評価基準において定める評価項目として評価の対象とするものに限るものとし、評価の対象としないものは記載しない。
5. 意見招請手続等を通じて得られた資料及び意見等の結果、供給者間で異なる方式による性能等の提案があり、いずれのものも採用可能な場合には、技術的要件は特定の供給者を排除しないよう設定し、各供給者の性能等の評価が可能となるよう配慮するものとする。
6. 技術的要件は、定量的に表示し得るもの（性能等を数値化できるもの）は、原則として数値で表すこととし、それが困難で定性的に表示せざるを得ないものについては、可能な限り詳細かつ具体的に記載する。

III. 評価基準

1. 入札の評価に関する基準は、評価項目、得点配分（入札価格に対する得点及び性能等に対する得点）、その他の評価に必要な事項とし、入札説明書（総合評価基準を含む。）において明らかにするものとする。
2. 性能等の評価項目及び得点配分は、調達上の必要性・重要性に基づき、意見招請手続等を通じて提供された実際に導入可能な情報システムの性能等を参考としつつ、適切に設定するものとする。

3. 調達上の必要性・重要性に照らし、必要な範囲を超え評価する意味のないものは、評価の設定の対象からは除外するものとする。
4. 性能等の評価項目については、可能な限りその評価する内容を詳細かつ具体的に示すものとする。この場合において、あらかじめ数値等により定量的に評価する範囲（上限値等）を示すことができるものについては、当該評価項目毎にその旨を明記することとする。
5. 性能等の評価項目を設定する場合においては、その項目は当該調達に係る契約において、その内容が担保できるものに限るものとし、担保できないものは評価項目の対象としない。

IV. 評価

1. 入札の評価は、入札説明書（仕様書及び総合評価基準を含む。）に基づいて行うものとし、入札説明書に記載されていない性能等は評価の対象としない。
2. 性能等の評価は、調達機関による公正、公平な審査を通じて適切に行うものとする。また、当該審査に当たっては、全ての入札者に共通の基準で行うこととし、特定の入札者の評価に特定の方法を用いない。
3. 必要に応じ、開札前に資料のヒアリングを実施することができる。なお、その場合には、その旨を入札説明書において明らかにするものとする。
4. 必須の評価項目については、入札説明書（仕様書を含む。）に記載された必須の要求要件で示した最低限の要求要件を満たしているか否かを判定し、合格、不合格の決定をする。合格とされたものについては、入札説明書（総合評価基準を含む。）に基づき得点を与える。
5. 必須以外の評価項目については、入札説明書（仕様書を含む。）に記載された必須以外の要求要件を満たしているか否かを判定し、当該要求要件を満たしている場合は、入札説明書（総合評価基準を含む。）に基づき得点を与える。
6. 定性的な評価項目に関する評価に当たっては、十分、合理的な理由をもって行うものとする。
7. 性能等の評価に当たり、入札に係る情報システムに対し、実施試験を課す場合には、公正かつ無差別な手段で行われることを確保するため、当該試験の実施内容・方法等を入札説明書において明らかにするものとする。

V. その他

1. 落札結果等の記録及び情報提供
 - (1) 総合評価における入札者の申込みに係る性能等の評価及び落札の結果については、直ちに記録する。特に、技術的要件の審査結果については、各評価項目毎に評価の結果及びその理由を記録し、供給者の苦情等に適切に対応するものとする。

(2) 落札者と入札者それぞれの商号又は名称、入札価格及び性能等の得点並びに予定価格については、契約締結後遅滞なく公表する。ただし、予定価格については、事後の契約において予定価格を類推させるおそれがないと認める場合において公表するものとする。

2. 評価内容の担保

(1) 総合評価において評価した性能等については、全て契約書にその内容を記載することとし、その履行を確保するものとする。

(2) 情報システムの納入時の検査に当たっては、評価した性能等の内容を満たしていることを確認するものとする。